

○道路の管理者が行なう工事又は作業に関する協定について

〔 昭和36年10月31日 〕
交通達（交発）第2535号

みだしのことについて別添のとおり国道および県道におけるこれが取扱いの具体的事項について協定し、昭和36年11月1日から実施することとしたから相互に緊密な連絡を保ち運営上遺憾のないよう努められたい。

なお、各市町村道についてもそれぞれ道路の管理者である市町村長と早急に本協定に準じ協定を結び、円滑な運営を図るとともに協定成立の際は、その都度報告されたい。

道路の管理者が行なう工事又は作業に関する協定案

山梨県下の国道、県道において「工事又は作業」を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和35年12月3日総理府令、建設省令第2号）（以下「命令」という。）及びこの命令の運用についての円滑な運営を図るため次のとおり協定する。

昭和36年10月31日

建設省関東地方建設局甲府工事事務所長

山 梨 県 知 事

山 梨 県 警 察 本 部 長

第1 道路の管理者は道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業（以下「道路工事等」という。）を行なおうとするときは（請負の場合を含む）当該工事を行なおうとする場所を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）に別記様式の道路工事等協議書（以下「協議書」という。）を交通規制を必要としない場合は工事着手5日前に交通規制を必要とするものについては工事着手10日前にそれぞれ2通を送付し協議するものとする。ただし、日常の維持作業のうち、道路の局部的欠損部の修理、舗装道における目地及び亀裂の填充又は表面処理砂利道における砂利の補給、道路上におけるさく、駒止、地点標、道路標識区画線の設置及び維持、その他これに類する作業であって道路の通行の禁止又は制限を要しないものについては、便宜の方法をもって協議するものとする。

第2 協議書を受理した警察署長は当該協議事項について必要ある場合は道路管理者の説明を求め又は道路工事の場所が2以上の警察署の管轄にわたりかつ必要ある場合は道路管理者の出席を求め合同協議を行なうものとする。

第3 警察署長は協議が整った場合は交通上の意見又は要望事項等を付し速やかに1通を道路管理者

に送付して回答するものとする。

第4 命令第3項の規定による口頭の協議を受けた警察署長はすみやかに意見を表明するものとする。

第5 協議成立後において協議内容を変更する必要があるときは、道路管理者又は警察署長はすみやかに相手方にその旨を通知し、再協議するものとする。

第6 この協定の内容を変更しようとするときは双方協議するものとする。

第7 この協定は昭和36年11月1日から適用する。

*別記様式～省略